

皆様へ

昨年6月27日に公布された下記の法律が、本年5月1日施行されました。

会社法の一部を改正する法律（H26No.90）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（H26No.91）

以下、このいわゆる「平成26年改正会社法」について、問い合わせが多かった（社外）取締役及び（社外）監査役についての下記4つの改正点について、ご案内致します。

**社外取締役及び社外監査役の要件が変わり、厳格化されました。**

（詳しくは、添付の「社外取締役・社外監査役の要件」を参照）

ただし、改正会社法の施行の際（平成27年5月1日）旧法により社外取締役又は社外監査役を置いている株式会社の社外取締役又は社外監査役については、改正法施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、なお、従前の例によるとされています（附則4）。例えば、3月決算6月総会の株式会社では、平成28年の6月の定時総会の終結後に要件変更の効果が発生します。

したがって、それまでは、旧法の要件を充足していれば、社外役員のみであり、したがって、その登記も変更する必要はありませんし、平成27年6月の定時総会で選任された新任・再任の社外役員についても旧要件の充足で足りる。

ただし、この附則の趣旨は、改正法の要件を満たす社外取締役を確保するための時間とともに「社外性」に関する新旧の基準が混在することの混乱防止に配慮したものですので、社外「監査役」のみを置いている会社が、新たに、社外「取締役」を選任するような場合は、新法の要件を満たす必要があります。

（社外要件変更の趣旨）

| 旧法  | 結果  | 批判  | 改正法  |
|---|---|---|--|
| 当該株式会社またはその子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人）でなく | 当該株式会社の親会社等の関係者や、当該株式会社の業務執行者の親族であっても、当該株式会社の社外取締役となることができる。    | これらの者には、業務執行者に対する実効的な監督を期待することはできない。  | 要件を厳格化し株式会社の親会社等（親会社のみならず、自然人である支配株主を含む概念である。2の2）の関係者（社外取締役も含む）および兄弟会社の業務執行者（社外取締役は含まれない）や、株式会社の業務執行者等（使用人については重要な使用人に限られる）の配偶者または2親等内の親族は、当該株式会社の社外取締役となることができない（第2条 八～ホ） |
| かつ、過去に当該株式会社または子会社の業務執行者となったことがない者                | 過去に一度でも株式会社の使用人になる等して当該株式会社の業務執行者の指揮命令系統に属したことがある者は、社外取締役に成れない。 | 当該株式会社またはその子会社との関係が一定期間存しなければ、業務執行者との関係が希薄になり、社外取締役としての機能を実効的に果たすことを期待することができる。 | 就任前における株式会社またはその子会社との関係に係る要件（過去要件）の対象となる期間を原則として10年間に限定する（第2条 イ・ロ）   |

社外監査役についても、ほぼ同様（第2条）

**実体法上の社外取締役または社外監査役であること及びその登記の義務付けの範囲の変更**  
 廃止されたのは、次項で詳述する責任限定契約の定款の定めがある場合のみです。

|       | 旧法                                  | 新法   |
|-------|-------------------------------------|--|
| 社外取締役 | 特別取締役の議決の定めが設けられた場合                 | 同左   |
|       | 委員会設置会社である場合                        | 委員間設置会社は、指名委員会等設置会社と改称され、監査等委員会設置会社である場合も、義務付けがなされました。 |
|       | 責任限定契約についての定款の定めがあり、当該契約を締結しようとする場合 | 廃止（次項で詳述）  |
| 社外監査役 | 監査役会設置会社の場合                         | 同左   |
|       | 責任限定契約についての定款の定めがあり、当該契約を締結しようとする場合 | 廃止（次項で詳述）  |

#### 責任限定契約を締結できる取締役・監査役の範囲が変わりました（427）

旧法では、責任限定契約を締結できるのは、「社外」役員に限られていましたが、新法では、「社外」である必要はなくなりました。上記の「社外性の要件の変更」とは異なり、この効果は、施行（5月1日）と同時に発生しています。

このように、責任限定契約の当事者となる役員の資格から、社外性が排除されたため、施行日後は、業務執行取締役等（\*1）でないかぎり、すべての取締役及び監査役は、会社と責任限定契約を締結することができます。

しかしながら、そのためには、責任限定契約に関する定款を変更して「社外」の旨を削除する必要があり、また、その登記（第三者対抗要件）を行う必要があります。

そこで、たとえば3月決算で、平成27年6月に定時総会を予定している会社で、その総会后に、社外取締役及び社外監査役以外の取締役及び監査役（新任も含む）と責任限定契約を締結したい場合は、その総会において、責任限定契約に関する定款を一部変更して「社外」を削除し、その変更登記をも行う必要があります。

また、新しい社外性の要件では、社外役員としての適格を欠く者がいる場合は、その者との契約を継続させるためには、社外要件が変更される平成28年6月の定時総会の終結前に、この定款一部変更を行って、できるだけ早く登記を完了する必要があります。平成27年6月の定時総会又は臨時総会で行っておけば、より確実となります。

\*1 業務執行取締役等： 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役\*2 若しくは執行役又は支配人その他の使用人

\*2 業務執行取締役： 株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役

(趣旨)社外取締役および社外監査役の要件を厳格化した、業務執行を行わない取締役や監査役は(社外でないとしても)もっぱら経営に対する監督・監査を行うことが期待されており、その責任が発生するリスクを自ら十分にコントロールすることが難しいことに鑑み、契約締結を可能とした。

### **監査役の監査の範囲が会計限定の場合のその旨の登記が義務付けられました。**

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合には、その旨の登記が必要となります。

なお、改正法施行時にその旨の定款規定がある株式会社は、最初に監査役の就任又は退任が生ずる時までは登記をすることを要しません(附則 22 )。施行後にその旨の定款変更をした場合は、定款変更の効力発生によって登記する義務が生じます(附則 22 )。

以上

Treetops 司法書士 林 伸子 事務所